

日高山脈襟裳国定公園

公園区域及び公園計画変更書 〔日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称） 新規指定に伴う解除〕

（環境省案）

令和 年 月 日
環 境 省

目 次

第 1	公園区域の解除	1
1	解除理由	1
2	解除する公園区域	2
第 2	公園計画の廃止	5
1	規制計画	5
(1)	保護規制計画等	5
ア	特別地域	5
(ア)	特別保護地区	6
(イ)	第 1 種特別地域	9
(ウ)	第 2 種特別地域	13
(エ)	第 3 種特別地域	17
イ	関連事項	20
(ア)	普通地域（陸域）	20
(イ)	普通地域（海域）	22
ウ	面積内訳	23
2	事業計画	25
(1)	施設計画	25
ア	利用施設計画	25
(ア)	単独施設	25
(イ)	道路	29
a	車道	29
a	歩道	30
3	参考事項	33
(1)	過去の経緯	33

第1 公園区域の解除

1 解除理由

日高山脈襟裳国定公園は、北海道の中央南部を南北に走る海拔 2,000m 級の褶曲山脈であり、稜線部は氷蝕地形の高山景観、山麓は優れた森林景観、溪谷景観を有し、その山系が南に延びて太平洋に没する襟裳岬は、海蝕崖、岩礁を主体とした海岸景観が優れている。このことを特徴として、昭和 56 年 10 月 1 日に国定公園に指定された。

平成 22 年度に公表された国立・国定公園総点検事業において、当該地域の自然環境の傑出性の高さが評価され、新規に国立公園の指定等を行う候補地として選定された。また、令和 4 年に公表された国立・国定公園総点検事業フォローアップ事業においても、日本を代表する自然の風景地であると評価された。

以上を踏まえ、日高山脈襟裳国定公園については、新第三紀以降の大陸プレート同士の衝突によって生じた大起伏山地に我が国最大の原生流域を擁し、特異な地質や環境に対応した固有種及び希少種の生息地等となっているとともに、海岸には海成段丘や発達した海食崖が見られ、浅海域から高山帯に至る生態系が流域単位で健全な状態で存在しているなど、多様で良好な自然環境と、アイヌと自然との関わりを示す有形無形の文化景観を有するため、その区域を日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）に指定する予定である。

これに伴い、日高山脈襟裳国定公園の公園区域の指定の解除及び公園計画の廃止をするものである。

2 解除する公園区域

日高山脈襟裳国定公園の区域の全域を、次のとおり解除する。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	北海道 帯広市、沙流郡日高町及び平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園 (仮称) として指定するため。	△103,447 国 △88,807 公 △12,221 私 △2,419
			変更部分面積計	△103,447 国 △88,807 公 △12,221 私 △2,419
			変更前公園面積	103,447 国 88,807 公 12,221 私 2,419
			変更後公園面積	0 国 0 公 0 私 0

(表 2 : 公園区域 (海域) 変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	様似郡様似町、幌泉郡えりも町、広尾郡広尾町の地先海面の一部	日高山脈襟裳十勝国立公園 (仮称) として指定するため。	△6,108
			変更部分面積計	△6,108
			変更前公園面積	6,108
			変更後公園面積	0



第2 公園計画の廃止

1 規制計画

(1) 保護規制計画等

ア 特別地域

特別地域の区域の全部を、次のとおり解除する。

(表3：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	—	0	帯広市、沙流郡日高町及び平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、上川郡清水町、河西郡芽室町及び中札内村、広尾郡大樹町及び広尾町の各一部	103,029
		国 0		国 88,783
		公 0		公 12,215
		私 0		私 2,031
			変更部分面積合計	△103,029
				国 △88,783
				公 △12,215
				私 △2,031
			変更前特別地域面積	103,029
				国 88,783
				公 12,215
				私 2,031
			変更後特別地域面積	0
				国 0
				公 0
				私 0

- (ア) 特別保護地区
特別保護地区の全域を、次のとおり解除する。

(表 4 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	北海道帯広市内 国有林十勝西部森林管理署 292 林班から 294 林班、 296 林班、297 林班及び 303 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△2,605
2	解除	北海道沙流郡日高町内 国有林日高北部森林管理署 235 林班、236 林班、238 林班、243 林班、244 林班及び 246 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△638
3	解除	北海道沙流郡平取町内 国有林日高北部森林管理署 1142 林班、1143 林班の 各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△541
4	解除	北海道新冠郡新冠町内 国有林日高南部森林管理署 1068 林班、1069 林班、 1079 林班及び 1081 林班から 1085 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△3,441
5	解除	北海道浦河郡浦河町内 国有林日高北部森林管理署 3016 林班、3023 林班か ら 3027 林班、3091 林班から 3094 林班及び 3112 林班 から 3114 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△830
6	解除	北海道様似郡様似町内 道有林日高管理区 88 林班の全部並びに 45 林班か ら 47 林班、49 林班、52 林班から 55 林班及び 89 林 班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△771

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
7	解除	北海道日高郡新ひだか町内 国有林日高北部森林管理署 205 林班及び 210 林班から 213 林班の全部並びに 53 林班から 57 林班、173 林班から 175 林班、183 林班から 186 林班、197 林班から 198 林班、202 林班から 204 林班、206 林班から 209 林班及び 215 林班から 217 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△4,853
8	解除	北海道河西郡芽室町内 国有林十勝西部森林管理署 264 林班の全部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△1,105
9	解除	北海道河西郡中札内村内 国有林十勝西部森林管理署 367 林班の全部並びに 365 林班、366 林班、368 林班、370 林班及び 371 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△3,187
10	解除	北海道広尾郡大樹町内 国有林十勝西部森林管理署 2019 林班から 2022 林班、2024 林班から 2027 林班、2067 林班から 2070 林班、2073 林班、2100 林班から 2102 林班、2105 林班及び 2106 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△1,416
11	解除	北海道広尾郡広尾町内 国有林十勝西部森林管理署 1019 林班及び 1022 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△109
変更部分面積合計				△19,496 国 △18,725 公 △771 私 △0

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		変更前公園面積		19,496 [国 18,725] 公 771 私 0
		変更後公園面積		0 [国 0] 公 0 私 0

- (イ) 第1種特別地域
第1種特別地域の全域を、次のとおり解除する。

(表5：第1種特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	北海道帯広市内 国有林十勝西部森林管理署 304 林班の全部並びに 291 林班、294 林班、296 林班、297 林班及び 303 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△2,322
2	解除	北海道沙流郡日高町内 国有林日高北部森林管理署 68 林班から 72 林班の全部並びに 65 林班から 67 林班、73 林班、74 林班、104 林班から 106 林班、108 林班から 111 林班、115 林班から 120 林班、122 林班から 124 林班、127 林班、128 林班、140 林班から 142 林班、156 林班から 180 林班、182 林班、185 林班、186 林班、228 林班から 238 林班、241 林班及び 243 林班から 247 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△7,617
3	解除	北海道沙流郡平取町内 国有林日高北部森林管理署 1139 林班から 1142 林班、1144 林班及び 1145 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△1,197
4	解除	北海道新冠郡新冠町内 国有林日高南部森林管理署 1067 林班から 1069 林班、1079 林班、1081 林班から 1089 林班、1093 林班及び 1094 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△2,478
5	解除	北海道浦河郡浦河町内 国有林日高南部森林管理署 3090 林班の全部並	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△6,720

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		びに 3014 林班から 3016 林班、3023 林班から 3027 林班、3091 林班から 3094 林班、3112 林班及び 3113 林班の各一部 道有林日高管理区 20 林班及び 28 林班の全部並びに 17 林班、18 林班、27 林班、29 林班及び 30 林班の各一部		
6	解除	北海道様似郡様似町内 道有林日高管理区 65 林班、68 林班、71 林班、74 林班及び 75 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△1,208
7	解除	北海道幌泉郡えりも町内 国有林日高南部森林管理署 219 林班の一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△139
8	解除	北海道日高郡新ひだか町内 国有林日高北部森林管理署 182 林班の全部並びに 33 林班、46 林班、47 林班、52 林班から 57 林班、173 林班から 176 林班、183 林班から 186 林班、197 林班、198 林班、202 林班から 204 林班及び 215 林班から 217 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△6,721
9	解除	北海道上川郡清水町内 国有林十勝西部森林管理署 19 林班、22 林班から 24 林班、27 林班、28 林班及び 33 林班から 37 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△672
10	解除	北海道河西郡芽室町内 国有林十勝西部森林管理署 254 林班、256 林班から 259 林班、262 林班及び 263 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△2,126

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
11	解除	北海道河西郡中札内村内 国有林十勝西部森林管理署 360 林班から 364 林班の全部並びに 365 林班、366 林班、368 林班、369 林班及び 372 林班から 374 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△6,098
12	解除	北海道広尾郡大樹町内 国有林十勝西部森林管理署 2017 林班、2018 林班、2023 林班、2028 林班、2029 林班、2043 林班、2065 林班、2066 林班、2103 林班及び 2104 林班の全部並びに 2019 林班から 2022 林班、2024 林班から 2027 林班、2067 林班から 2070 林班、2073 林班、2100 林班から 2102 林班、2105 林班及び 2106 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△11,491
13	解除	北海道広尾郡広尾町内 国有林十勝西部森林管理署 1006 林班から 1008 林班、1017 林班から 1024 林班、1058 林班から 1061 林班、1074 林班、1075 林班、1083 林班、1084 林班、1088 林班、1089 林班、1097 林班、1098 林班、1103 林班、1104 林班及び 1110 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△2,624

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		変更部分面積合計		△51,413 [国 △48,089 公 △3,324 私 △0]
		変更前公園面積		51,413 [国 48,089 公 3,324 私 0]
		変更後公園面積		0 [国 0 公 0 私 0]

- (ウ) 第2種特別地域
第2種特別地域の全域を、次のとおり解除する。

(表6：第2種特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	北海道帯広市内 国有林十勝西部森林管理署 291 林班から 294 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△957
2	解除	北海道沙流郡日高町内 国有林日高北部森林管理署 242 林班の全部並びに 110 林班、170 林班から 173 林班、176 林班から 180 林班、230 林班から 238 林班、241 林班から 247 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△2,612
3	解除	北海道沙流郡平取町内 国有林日高北部森林管理署 1139 林班から 1145 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△695
4	解除	北海道新冠郡新冠町内 国有林日高南部森林管理署 1079 林班から 1081 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△267
5	解除	北海道浦河郡浦河町内 国有林日高南部森林管理署林 3014 林班から 3016 班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△372
6	解除	北海道様似郡様似町内 道有林日高管理区 50 林班の全部並びに 49 林班及び 51 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△692

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		北海道様似郡様似町字大泉、字平字、字冬島及び字幌満の各一部		
7	解除	北海道幌泉郡えりも町内 国有林日高北部森林管理署 3220 林班及び 3221 林班の全部並びに 3219 林班の一部 道有林日高管理区 128 林班及び 131 林班の全部並びに 135 林班、162 林班、163 林班、165 林班及び 166 林班の各一部 北海道幌泉郡えりも町字えりも岬、字庶野、字東洋及び字目黒の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△1,211
8	解除	北海道上川郡清水町内 国有林十勝西部森林管理署 27 林班、28 林班、33 林班から 38 林班、41 林班から 44 林班及び 46 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△1,891
9	解除	北海道河西郡芽室町内 国有林十勝西部森林管理署 247 林班及び 248 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△235
10	解除	北海道河西郡中札内町内 国有林十勝西部森林管理署 355 林班から 359 林班の全部並びに 354 林班及び 369 林班から 374 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△3,063
11	解除	北海道広尾郡大樹町内 国有林十勝西部森林管理署 2071 林班の一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△565

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
12	解除	北海道広尾郡広尾町内 国有林十勝西部森林管理署 1073 林班及び 1142 林班から 1145 林班の全部並びに 1006 林班から 1008 林班、1018 林班から 1025 林班、1057 林班から 1062 林班、1074 林班から 1076 林班、1083 林班、1084 林班、1088 林班から 1090 林班、1097 林班、1098 林班、1103 林班及び 1104 林班の各一部 北海道広尾郡広尾町字エビニマイ、字音調津、字オナヲベツ、字タンネソ、字チシュウシ、字ビタタヌンケ、字美幌、字フンベ、字モイケシ、字茂寄及び字ルベシベツの各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△5,827
変更部分面積合計				△18,387 [国 △16,832 公 △1,332 私 △223]
変更前公園面積				18,387 [国 16,832 公 1,332 私 223]

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
		変更後公園面積		0 [国 0 公 0 私 0]

- (エ) 第3種特別地域
第3種特別地域の全域を、次のとおり解除する。

(表7：第3種特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	解除	北海道帯広市内 国有林十勝西部森林管理署 295 林班の全部並びに 296 林班の一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△474
2	解除	北海道沙流郡日高町内 国有林日高北部森林管理署 64 林班の全部並びに 65 林班から 67 林班、73 林班及び 74 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△766
3	解除	北海道新冠郡新冠町内 国有林日高北部森林管理署 1080 林班から 1086 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△521
4	解除	北海道浦河郡浦河町内 国有林日高南部森林管理署 3112 林班、3113 林班の各一部 道有林日高管理区 17 林班、18 林班、27 林班、29 林班及び 30 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△873

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	解除	北海道様似郡様似町内 道有林日高管理区 48 林班及び 90 林班の全部並びに 43 林班から 47 林班、51 林班から 55 林班、65 林班、68 林班、71 林班、74 林班、75 林班及び 89 林班の各一部 北海道様似郡様似町字大泉及び字幌満の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△4,707
6	解除	北海道幌泉郡えりも町内 道有林日高管理区 123 林班から 127 林班、129 林班、130 林班、132 林班から 134 林班及び 136 林班の全部 並びに 135 林班の一部 北海道幌泉郡えりも町字庶野の一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△3,120
7	解除	北海道日高郡新ひだか町内 国有林日高南部森林管理署 173 林班から 176 林班、202 林班、206 林班及び 209 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△804
8	解除	北海道上川郡清水町内 国有林十勝西部森林管理署 18 林班、19 林班、22 林班、23 林班及び 44 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△855
9	解除	北海道河西郡芽室町内 国有林十勝西部森林管理署 265 林班の全部並びに 262 林班及び 263 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。	△724

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
10	解除	北海道河西郡中札内村内 国有林十勝西部森林管理署 351 林班、353 林班、 354 林班及び 375 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指 定するため。	△380
11	解除	北海道広尾郡広尾町内 国有林十勝西部森林管理署 1017 林班、1020 林 班、1021 林班及び 1025 林班の各一部	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指 定するため。	△509
変更部分面積合計				△13,733 [国 △5,137] △6,788 [私 △1,808]
変更前公園面積				13,733 [国 5,137] 6,788 [私 1,808]
変更後公園面積				0 [国 0] 0 [私 0]

イ 関連事項

(ア) 普通地域（陸域）

普通地域（陸域）の区域の全域を、次のとおり解除する。

（表 8：普通地域（陸域）変更表）

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
北海道	—	0	北海道様似郡様似町内 字平字及び字冬島の各一部	36
	—	0	北海道幌泉郡えりも町内 字えりも岬、字庶野、字東洋及び字目黒 の各一部	353
	—	0	北海道広尾郡広尾町内 字音調津、字フンベ及び字茂寄の各一部	29
	変更部分面積小計			△418 〔 国 △24 公 △6 私 △388 〕
	(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)			
			変更部分面積合計	△418 〔 国 △24 公 △6 私 △388 〕

變更前公園面積	418 国 24 公 6 私 388
變更後公園面積	0 国 0 公 0 私 0

- (イ) 普通地域（海域）
普通地域（海域）の区域の全域を、次のとおり解除する。

（表 9：普通地域（海域）変更表）

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面 積	区 域	面 積
北海道	—	0	北海道様似郡様似町地先 地先海面の一部、境界汀線から 1 km ま での海域	6,108
	—	0	北海道幌泉郡えりも町地先 地先海面の一部、境界汀線から 1 km ま での海域	
	—	0	北海道広尾郡広尾町地先 地先海面の一部、境界汀線から 1 km ま での海域	
			変更部分面積合計	△6,108
			変更前公園面積	6,108
			変更後公園面積	0

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

（表 10：地域地区別土地所有別面積総括表（変更後））（単位：面積 ha、比率％）

地域区分		特別地域											普通地域 （陸域）			普通地域 （海域）	合計 （陸域）			合計 （海域）
地種区分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域						合計 （陸域）			
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公		私	国	公	
北海道	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	地種区分別面積 （比率）	0 (0)			0 (0)			0 (0)			0 (0)			0 (0)						
	地域地区別面積 （比率）				0 (0)															
	地域別面積 （比率）	0 (0)												0 (0)						
合計（陸域・海域）																		0		

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

		現 行									変 更 後								増 減		
地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	普通 地域 (海域)	合計 (海域)	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	普通 地域 (海域)	合計 (海域)	合計 (陸域)	合計 (海域)
		特 保	第一 種	第二 種	第三 種	小計					特 保	第一 種	第二 種	第三 種	小計						
北海道	帯広市	2,605	2,322	957	474	6,358	0	6,358	6,108	6,108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△6,358	△6,108
	沙流郡日高町	638	7,617	2,612	766	11,633	0	11,633			0	0	0	0	0	0	0			△11,633	
	沙流郡平取町	541	1,197	695	0	2,433	0	2,433			0	0	0	0	0	0	△2,433				
	新冠郡新冠町	3,441	2,478	267	521	6,707	0	6,707			0	0	0	0	0	0	△6,707				
	浦河郡浦河町	830	6,720	372	873	8,795	0	8,795			0	0	0	0	0	0	△8,795				
	様似郡様似町	771	1,208	692	4,707	7,378	36	7,414			0	0	0	0	0	0	△7,378				
	幌泉郡えりも町	0	139	1,211	3,120	4,470	353	4,823			0	0	0	0	0	0	△4,470				
	日高郡新ひだか町	4,853	6,721	0	804	12,378	0	12,378			0	0	0	0	0	0	△12,378				
	上川郡清水町	0	672	1,891	855	3,418	0	3,418			0	0	0	0	0	0	△3,418				
	河西郡芽室町	1,105	2,126	235	724	4,190	0	4,190			0	0	0	0	0	0	△4,190				
	河西郡中札内村	3,187	6,098	3,063	380	12,728	0	12,728			0	0	0	0	0	0	△12,728				
	広尾郡大樹町	1,416	11,491	565	0	13,472	0	13,472			0	0	0	0	0	0	△13,472				
	広尾郡広尾町	109	2,624	5,827	509	9,069	29	9,098			0	0	0	0	0	0	△9,069				
	合 計	19,496	51,413	18,387	13,733	103,029	418	103,447			6,108	6,108	0	0	0	0	0			0	

2 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 12：単独施設削除表)

番号	種 類	位 置	告示年月日	理 由
1	宿舎	北海道帯広市(エサオマン トッタベツ川出合)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)として指定するため。
2	園地	北海道沙流郡日高町及び 上川郡清水町(日勝峠)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)の公園計画に振り替えるもの。
3	宿舎	北海道沙流郡平取町(額平 川)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)の公園計画に振り替えるもの。
4	避難小屋	北海道新冠郡新冠町(七ツ 沼下)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)として指定するため。
5	園地	北海道新冠郡新冠町(奥新 冠ダム)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)の公園計画に振り替えるもの。
6	野営場	北海道新冠郡新冠町(奥新 冠ダム)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)の公園計画に振り替えるもの。
7	宿舎	北海道日高郡新ひだか町 (ペテガリ登山口)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)の公園計画に振り替えるもの。

番号	種 類	位 置	告示年月日	理 由
8	野営場	北海道日高郡新ひだか町 (ペテガリ登山口)	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
9	避難小屋	北海道浦河郡浦河町（ニシ ュオマナイ川）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り 替えるもの。
10	園地	北海道浦河郡浦河町（野塚 岳山麓）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するた め。
11	宿舎	北海道浦河郡浦河町（500m 二股）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り 替えるもの。
12	園地	北海道様似郡様似町（幌満 ダム）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するた め。
13	園地	北海道様似郡様似町（アポ イ岳登山口）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り 替えるもの。
14	宿舎	北海道様似郡様似町（アポ イ岳登山口）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り 替えるもの。
15	野営場	北海道様似郡様似町（アポ イ岳登山口）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り 替えるもの。
16	園地	北海道様似郡様似町（幌 満）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するた め。

番号	種 類	位 置	告示年月日	理 由
17	園地	北海道幌泉郡えりも町（豊似湖）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
18	園地	北海道幌泉郡えりも町（庶野）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
19	園地	北海道幌泉郡えりも町（百人浜）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
20	園地	北海道幌泉郡えりも町（襟裳岬）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
21	スキー場	北海道上川郡清水町（日勝）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
22	園地	北海道上川郡清水町（剣山）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
23	宿舎	北海道河西郡中札内村（コイカクシュサツナイ川出合）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
24	園地	北海道河西郡中札内村（ピョウタンの滝）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
25	野営場	北海道河西郡中札内村（ピョウタンの滝）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。

番号	種 類	位 置	告示年月日	理 由
26	運動場	北海道河西郡中札内村（ピョウタンの滝）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
27	園地	北海道広尾郡広尾町（豊似川二股）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
28	園地	北海道広尾郡広尾町（音調津）	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。

- (イ) 道路
- a 車道
- 次の車道を削除する。

(表 13：道路（車道）削除表)

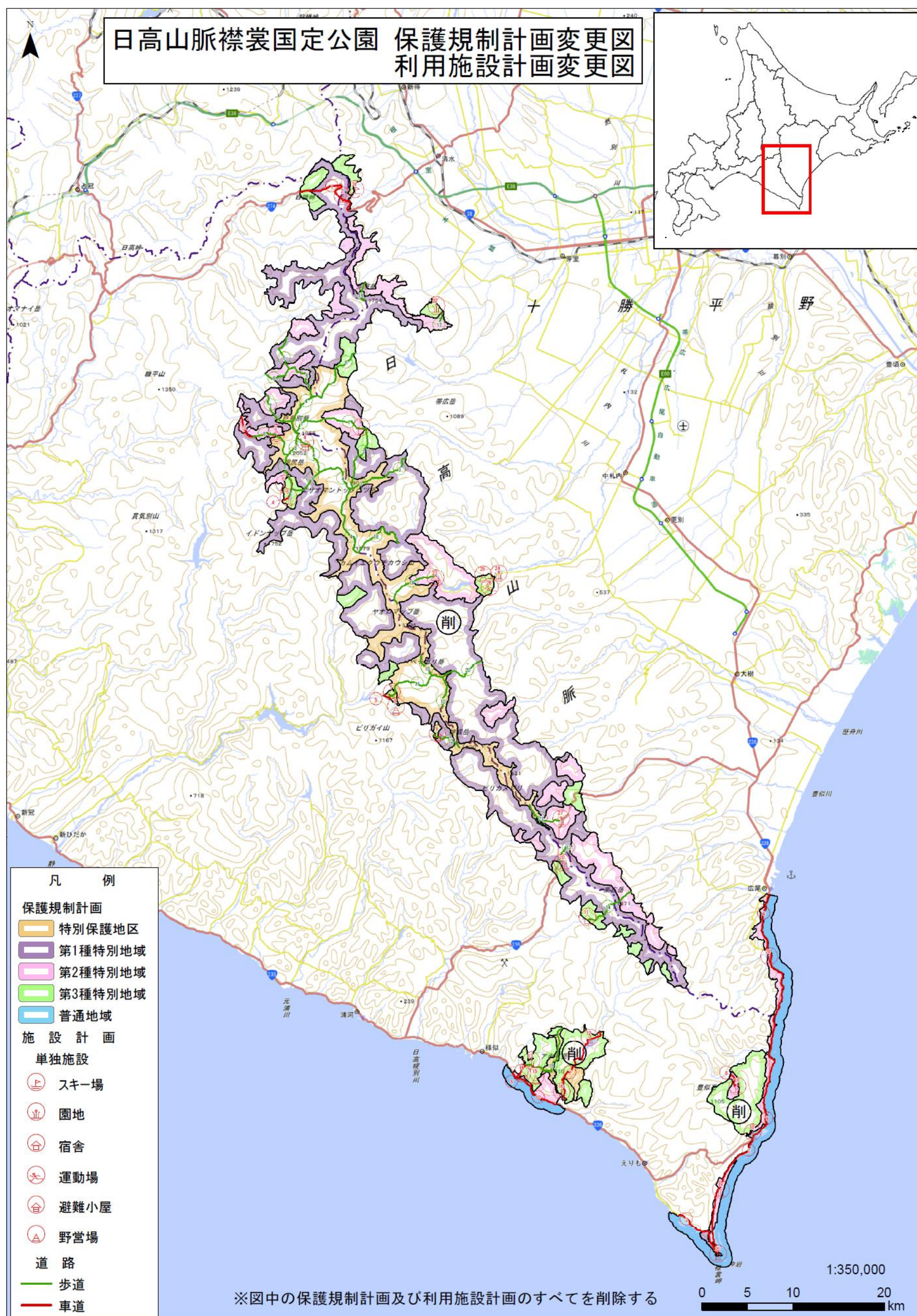
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
1	日高清水線	起点－北海道沙流郡日高町（沙流川源流・国定公園境界） 終点－北海道上川郡清水町（ペケレベツ川源流・国定公園境界）	日勝峠	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
2	襟裳岬線	起点－北海道幌泉郡えりも町（庶野） 終点－北海道幌泉郡えりも町（東洋・国定公園境界）	百人浜 襟裳岬	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
3	額平川線	起点－北海道沙流郡平取町（額平川・国定公園境界） 終点－北海道沙流郡平取町（額平林道終点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
4	新冠川線	起点－北海道新冠郡新冠町（新冠川・国定公園境界） 終点－北海道新冠郡新冠町（奥新冠ダム）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
5	ペテガリ線	起点－北海道日高郡新ひだか町（コイカクシュシビチャリ川・国定公園境界） 終点－北海道日高郡新ひだか町（ペテガリ登山口宿舎）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
6	アポイ線	起点－北海道様似郡様似町（冬島・車道分岐点） 終点－北海道様似郡様似町（アポイ岳登山口）	幌満ダム	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
7	幌満峡谷線	起点－北海道様似郡様似町（幌満・国定公園境界） 終点－北海道様似郡様似町（大泉・国定公園境界）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
8	豊似湖線	起点－北海道幌泉郡えりも町（ワラビタイ・国定公園境界） 終点－北海道幌泉郡えりも町（豊似湖園地）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
9	黄金道路線	起点－北海道広尾郡広尾町（広尾川・国定公園境界） 終点－北海道幌泉郡えりも町（庶野・車道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
10	冬島旭線	起点－北海道様似郡様似町（ポロサヌシベツ川・国定公園境界） 終点－北海道様似郡様似町（幌満川・国定公園境界）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。

- (イ) 道路
 - b 歩道
- 次の歩道を削除する。

(表 14：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
1	戸蔦別岳線	起点－北海道帯広市（エサオマントッタベツ川出合・国定公園境界） 終点－北海道帯広市、沙流郡平取町及び新冠郡新冠町（戸蔦別岳山頂・歩道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
2	エサオマントッタベツ岳線	起点－北海道帯広市（エサオマントッタベツ川出合・歩道分岐点） 終点－北海道帯広市、新冠郡新冠町及び河西郡中札内村（札内分岐・歩道合流点）	エサオマントッタベツ岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
3	札内岳線	起点－北海道帯広市（ピリカペタヌ沢・国定公園境界） 終点－北海道帯広市及び河西郡中札内村（北東カール分岐・歩道合流点）	札内岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
4	北・中部日高縦走線	起点－北海道帯広市及び沙流郡日高町（ピパイロ岳・歩道分岐点） 終点－北海道日高郡新ひだか町及び河西郡中札内村（カムイエクウチカウシ山山頂・歩道合流点）	戸蔦別岳 七ツ沼及びエサオマントッタベツ岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
5	チロロ岳線	起点－北海道沙流郡日高町（チロロ岳の肩・国定公園境界） 終点－北海道沙流郡日高町（千呂露川三股・歩道合流点）	チロロ岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
6	ピパイロ岳線	起点－北海道沙流郡日高町（千呂露川・国定公園境界） 終点－北海道河西郡芽室町（美生川八ノ沢出合・国定公園境界）	ピパイロ岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
7	北戸蔦別岳線	起点－北海道沙流郡日高町（二岐沢・国定公園境界） 終点－北海道帯広市、沙流郡日高町及び沙流郡平取町（北戸蔦別岳山頂・歩道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
8	幌尻岳線	起点－北海道沙流郡平取町（額平川線車道終点） 起点－北海道新冠郡新冠町（奥新冠ダム園地） 終点－北海道沙流郡平取町及び新冠郡新冠町（七ツ沼カール分岐・歩道合流点）	幌尻岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
9	新冠川連絡線	起点－北海道新冠郡新冠町（奥新冠ダム園地・歩道分岐点） 終点－北海道新冠郡新冠町（新冠川上二股・歩道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
10	ルベツネ・中ノ岳縦走線	起点－北海道日高郡新ひだか町及び広尾郡大樹町（ルベツネ岳山頂） 終点－北海道日高郡新ひだか町及び広尾郡大樹町（中ノ岳山頂）	ペテガリ岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
11	ペテガリ岳西尾根線	起点－北海道日高郡新ひだか町（ペテガリ登山口宿舎） 終点－北海道日高郡新ひだか町及び広尾郡大樹町（ペテガリ岳山頂・歩道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
12	神威岳線	起点－北海道浦河郡浦河町（ニシュオマナイ川・国定公園境界） 終点－北海道浦河郡浦河町及び広尾郡大樹町（神威岳山頂）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
13	野塚岳線	起点－北海道浦河郡浦河町（道道浦河大樹線） 終点－北海道浦河郡浦河町及び広尾郡広尾町（野塚岳山頂）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
14	楽古岳線	起点－北海道浦河郡浦河町（メナシュウンベツ川二股・国定公園境界） 終点－北海道広尾郡広尾町（札楽古川右股沢・国定公園境界）	楽古岳	昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
15	ピンネシリ山線	起点－北海道様似郡様似町（アポイ岳山頂） 終点－北海道様似郡様似町（ピンネシリ山の肩・国定公園境界）	ピンネシリ岳	平成 15 年 8 月 20 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
16	芽室岳線	起点ー北海道上川郡清水町（中間尾根・国定公園境界） 終点ー北海道沙流郡日高町、上川郡清水町及び河西郡芽室町（芽室岳山頂）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
17	剣山線	起点ー北海道上川郡清水町（旭山・国定公園境界） 終点ー北海道上川郡清水町及び河西郡芽室町（剣山山頂）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
18	カムイエクウチカウシ線	起点ー北海道河西郡中札内村（札内川七ノ沢出合） 終点ー北海道日高郡新ひだか町及び河西郡中札内村（カムイエクウチカウシ山山頂・歩道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
19	コイカクシュサツナイ岳線	起点ー北海道河西郡中札内村（コイカクシュサツナイ川出合宿舎） 終点ー北海道日高郡新ひだか町、河西郡中札内村及び広尾郡大樹町（コイカクシュサツナイ岳山頂）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
20	ペテガリ岳東尾根線	起点ー北海道広尾郡大樹町（ボンヤオロマップ岳・国定公園境界） 終点ー北海道日高郡新ひだか町及び広尾郡大樹町（1537m ピーク・歩道合流点）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）として指定するため。
21	トヨニ岳線	起点ー北海道広尾郡広尾町（道道浦河大樹線） 終点ー北海道浦河郡浦河町、広尾郡大樹町及び広尾郡広尾町（トヨニ岳山頂）		昭和 56 年 10 月 1 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。
22	北海道自然歩道線	起点ー北海道様似郡様似町（東平宇・国道合流点） 終点ー北海道様似郡様似町（アポイ岳山頂） 起点ー北海道幌泉郡えりも町（襟裳岬） 終点ー北海道幌泉郡えりも町（苫別） 起点ー北海道幌泉郡えりも町（苫別） 終点ー北海道幌泉郡えりも町（美島）	アポイ岳 襟裳岬 百人浜	平成 15 年 8 月 20 日	日高山脈襟裳十勝国立公園（仮称）の公園計画に振り替えるもの。



3 参考事項

(1) 過去の経緯

1. 日高山脈襟裳国定公園の指定
昭和 56 年 10 月 1 日 環境庁告示第 84 号
2. 日高山脈襟裳国定公園計画、利用計画の決定
昭和 56 年 10 月 1 日 北海道告示第 2130 号
3. 特別地域、特別保護地区及び普通地域の指定
昭和 56 年 10 月 1 日 環境庁告示第 86 号
4. 日高山脈襟裳国定公園公園計画（利用計画）の一部変更
平成 15 年 8 月 20 日 環境省告示第 88 号